

# 大淀町プレミアム付商品券参加店舗募集要項

## 1. 商品券の発行事業概要

商品券名称	大淀町プレミアム付商品券
発行者	大淀町
発行額	総額 3 億円
発行内容	60,000 冊 (500 円券 10 枚×3 冊セット) 3 冊額面 15,000 円を 10,000 円で販売 (プレミアム率 50%) お釣りは出ません 商品券と現金との交換は禁止
対象者	第一期販売：事前申し込みにより町内在住者に販売 第二期販売：リフォーム工事実施者対象に申込販売 第三期販売：第二期販売に残がある場合のみ窓口販売
有効期間	令和 2 年 10 月 1 日 (木) ~ 令和 3 年 3 月 31 日 (水)

## 2. 商品券の取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。  
※上記以外において商品券を売買・流通させる事は禁止。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- お釣りは出さないで下さい。不足分は現金等で受け取ってください。
- 商品券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨明示して下さい。
- 有効期限を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者(大淀町)は責を負いません。

## 3. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。

- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

#### 4. 参加店舗登録にあたっての参加資格

大淀町内において、事業所、店舗等を有する事業者とし、大淀町内店舗等においてのみ商品券の利用が可能です。

但し、次の事業者を除く。

- a 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者
- b 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- c 上記 3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- d 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴提起されている者等
- e 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- f 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- g 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- h 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- i 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 5. 参加店舗申し込みについて

##### (1) 申込み方法

- ① 参加店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、参加店舗登録申請書に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

1. 郵送で申請：〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 906-1

大淀町商工会「プレミアム商品券付参加店舗募集」係

2. FAX で申請：0747-52-8397

尚、受付了承の連絡を当日、又は、次の営業日にさせていただきます。連絡が無い場合は、再度、電話でお申し出下さい。（商工会電話 0747-52-9555）

② 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの町内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、店舗ごとではなく、事業者単位で申込みを行ってください（町内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、各店舗の名称（例：〇〇デンキ大淀店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX 番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」を理解して頂いた上で、申し込む必要があります。

(2) 申込み期間 令和2年8月14日（金）～令和2年9月10日（木）  
午前9時から午後5時まで

※ただし、上記申込み期間を過ぎても随時登録は可能とします。

(3) 登録

申込みのあった事業者については、商工会（以降事務局とする）での確認を経て、参加店舗として登録します。事務局から登録した通知と店頭に掲示して頂く参加店舗表示ステッカーを事業者あてに後日郵送して通知します。

ただし登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 6. 参加店舗等の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守又は注意して下さい。

- (1) 参加店舗は、利用できる店舗であることが明確になるように、事務局が配布するステッカーを消費者に分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、コピーガードを付けていますので、色合いが明らかに違うなど等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨大淀町建設環境部建設産業課へ報告して下さい。商品券の見本については、レジ担当者や商品券と取り扱う全ての店員に周知願います。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流失を防止するために券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。また、使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のため、参加店舗控え部分が必要なので、入金確認を完了するまで保管して下さい。（この控えがない場合は、支払金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合でも、支払後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意願います。）  
なお、申請時の店舗と裏面の参加者店舗名が異なると換金できない場合があります。
- (4) 商品券の交換及び売買を行わないで下さい。  
有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。

## 7. 換金手続きについて

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った参加店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（1）～（4）によることとします。

- (1) 参加店舗は、毎週金曜日までに別に定める換金請求書を添えて商品券を事務局へ営業時間内（9：00～17：00・・・平日）に持参する。
- (2) 隔週金曜日までに請求書を提出した場合、その翌週の火曜日に振り込みをします。
- (3) 換金請求期間は、令和2年10月1日～令和3年4月23日までとします。この期間を過ぎたからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- (4) 換金方法等の詳細については、後日配布します「参加店舗用運営マニュアル」のとおりとします。

#### 8. 参加店舗の取消等

参加店舗の「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店舗登録の取消及び損害金の発生が生じる場合があります。

#### 9. その他留意事項

- (1) 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、9月上旬頃に配布する「参加店舗用運営マニュアル」を参照して下さい。
- (2) 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と大淀町が協議のうえその対応を決定します。
- (3) 参加店舗の情報（店舗名称）は、「商品券の使えるお店」として、チラシその他の方法により広報します。
- (4) 大淀町の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

問い合わせ先 大淀町商工会 電話：0747-52-9555